

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 10 号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和 33 年岩手県人事委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(支給範囲の特例)</p> <p>第 5 条 給与条例第 29 条第 1 項各号又は給与等条例第 24 条第 1 項各号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、次の各号のいずれかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）別表に掲げる障害に属するもの及びこれと同程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員</u></p>	<p>(支給範囲の特例)</p> <p>第 5 条 給与条例第 29 条第 1 項各号又は給与等条例第 24 条第 1 項各号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、次の各号のいずれかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>地方公務員災害補償法施行規則（昭和 42 年自治省令第 27 号）別表第 3 に掲げる障害に属するもの及びこれと同程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。